

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

2018年10月25日

株式会社かんぽ生命保険

1 認可申請の概要

(1) 認可申請の内容

- ・引受基準緩和型終身保険等の創設
- ・引受基準緩和型総合医療特約の創設
- ・先進医療特約の創設

① 引受基準緩和型商品(引受基準緩和型終身保険等及び引受基準緩和型総合医療特約)

- 終身保険及び養老保険はユニバーサルサービス対象商品であるものの、健康なお客さま向けの商品であるため^(※1)、加入の意向があっても、病気で服薬中であるなどお客さまの健康上の理由からご加入いただけないことがある。また、そういったお客さまは医療保障の必要性が高い。
- そこで、終身保険、養老保険及び疾病による入院等を保障する総合医療特約について、健康上の理由からご加入いただけなかったお客さまにも広く保障を提供できるよう、引受基準を緩和し、その商品特性に応じて保障内容等を変更した商品^(※2)を新たに創設する。

※1 当社においても、一部、引受基準を緩和した養老保険(特定養老保険)を2000年4月から取り扱っているが、糖尿病、高血圧、がんに限定して引受基準を緩和した商品である。また、傷害医療特約のみ付加可能であり、疾病による入院等を保障する総合医療特約は付加できない。

※2 引受基準緩和型商品は、多くの生命保険会社において取扱いがあり、すでに生保市場では普及した商品。

1 認可申請の概要

② 先進医療特約

- 2006年の先進医療制度の創設以降、先進医療の実施件数は、年々増加傾向にある。しかしながら、先進医療にかかる技術料は公的医療保険制度の給付対象外であり、全額自己負担となることから、患者の経済的な負担が過大となり得る。
- そこで、先進医療にかかる技術料の負担に備えたいというお客さまニーズにお応えし、医療保障におけるお客さまの利便性を更に高める^(※1)ため、先進医療を保障する特約^(※2)を新たに創設する。

※1 医療保障ニーズがあるお客さま向けの商品であるため、総合医療特約を付加することが加入要件となる。

※2 先進医療特約は、医療保障を提供している他の生命保険会社のほとんどで取扱いがあり、すでに生保市場では普及した商品。

(2) 開始時期

2019年4月(予定)

2① 引受基準緩和型商品の内容

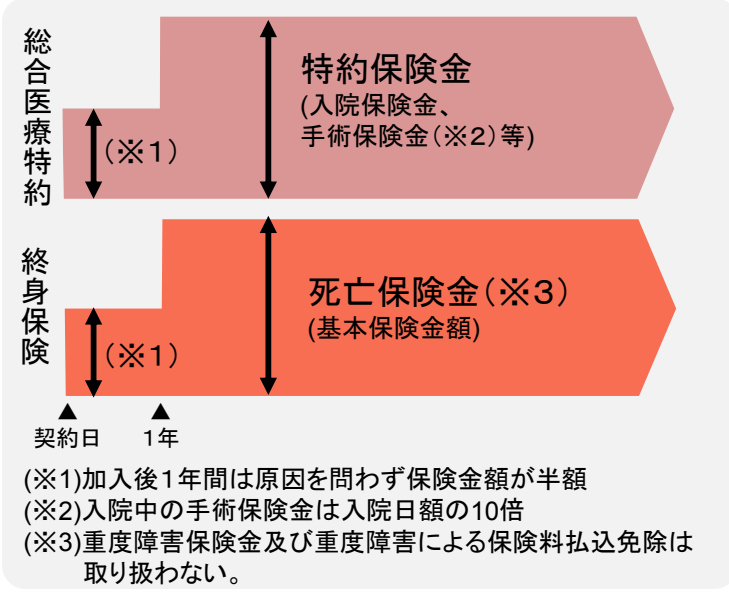
○健康上の理由から従来商品にご加入いただけなかったお客さま向けに、3つの告知で加入可否がわかる引受基準緩和型商品を創設する。

今回創設

【終身保険の例】

リスクの
高い
被保険者

3つの
告知事項



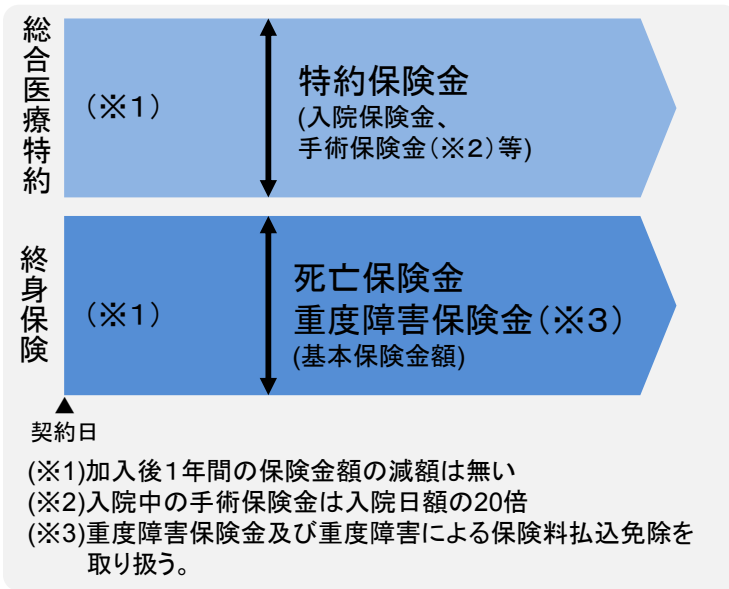
引受基準緩和型商品		
	終身保険	養老保険
加入年齢	40～85歳	40～80歳
保険期間	終身	10～30年
付加可能な特約	引受基準緩和型総合医療特約のみ	
基本契約と特約の保険金額比	1 対 5以下 ただし、年齢等に応じ比は異なる	

(注) 養老保険は普通養老保険を、終身保険は普通終身保険(定額型に限る。)及び特別終身保険(実際の販売は今後の金利動向を踏まえ検討)を取り扱う。なお、従来商品と同じく低解約返戻金タイプも取り扱う。

引受
不可

健康体の
被保険者

20の
告知事項



従来商品		
	終身保険	養老保険
加入年齢	15～85歳	0～80歳
保険期間	終身	10～50年
付加可能な特約	総合医療特約のほか、 傷害医療特約、災害特約	
基本契約と特約の保険金額比	1 対 1以下	

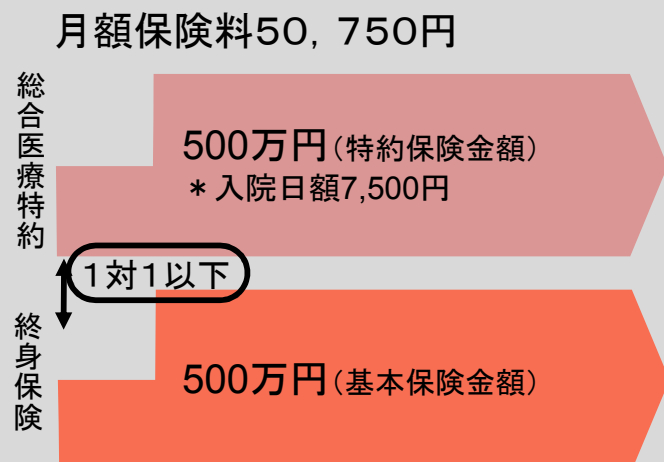
(注) 低解約返戻金タイプも取り扱う。

2② 付加可能な特約保険金額

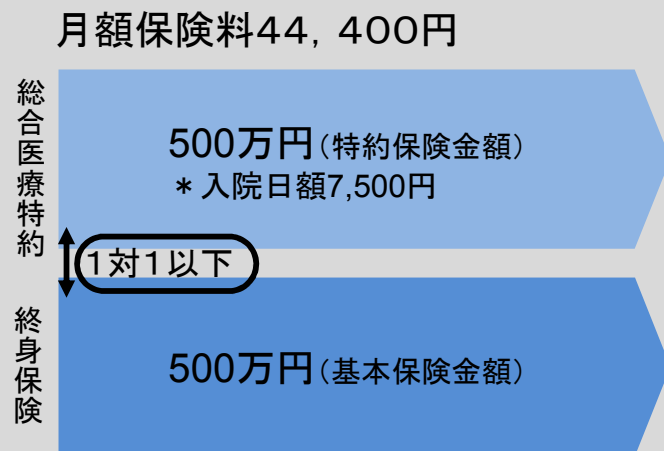
○引受基準緩和型商品は、従来商品と比較して保険料が割増された商品であるため、既存商品に加入できなかったお客さまが、支出可能な保険料の範囲で必要な保障額を設定できる仕組みが必要。

○そこで、基本保険金額1に対し特約保険金額5までを設定できる取扱いを新たに設ける。

引受基準緩和型商品

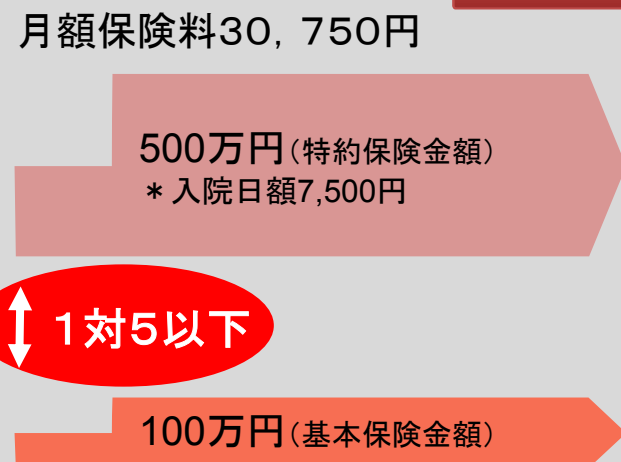


定額商品(終身保険)

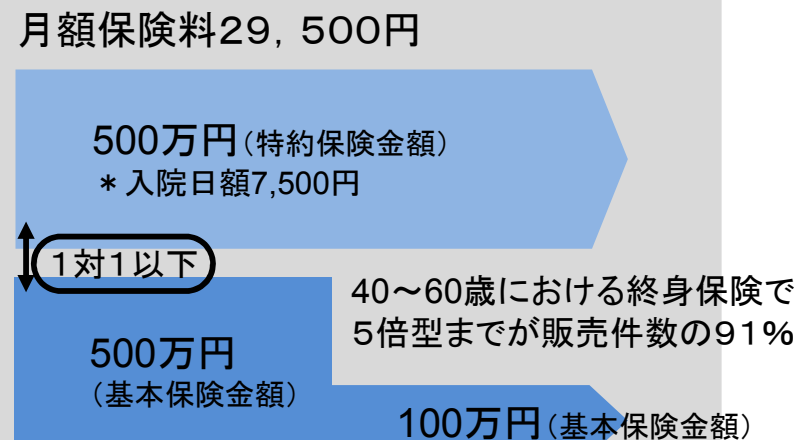


従来商品

新たな取扱い



5倍型商品(終身保険)



(注) 月額保険料は男性50歳加入70歳払込済。総合医療特約は解約返戻金低減型Ⅰ型

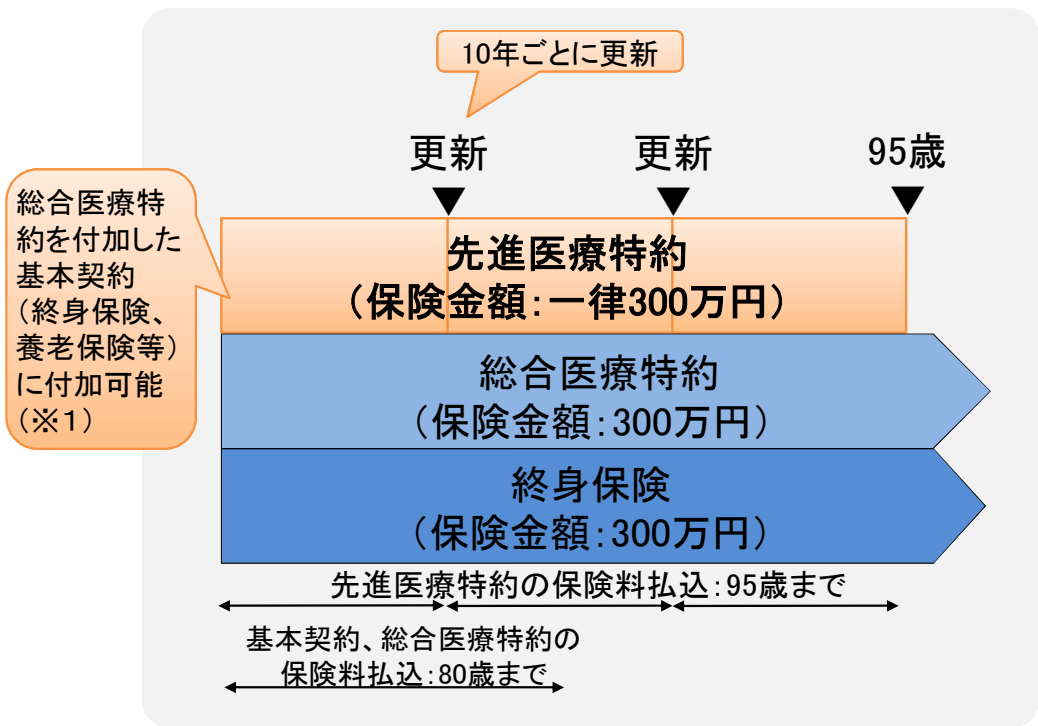
2③ 実施態勢

- 当社において、糖尿病、高血圧、がんに限定して引受基準を緩和した養老保険(特定養老保険)を取り扱っているため、限定的ではあるもののリスクの高い被保険者の引受態勢はすでに整備している。
 - 引受基準緩和型商品の保険募集にあたっては商品特性をお客さまに十分にご理解いただく必要があるため、以下の点を適切に説明する等、お客さまへの十分な配慮を行う。
 - ① 引受基準緩和型商品は、従来商品にご加入いただけないお客さま向けに引受基準を緩和した保険商品であり、保険料は従来商品に比べ割増しされていること。
 - ② 加入後1年間は保険金額を半額とするなど保障内容を制限していること。
 - ③ 従来商品の告知をしていただくことにより、お客さまの健康状態によっては、引受基準緩和型商品よりも保険料が割安な従来商品にお申込みいただける場合があること。
 - お客さまへの説明をより丁寧に行っていくため、当社支店・郵便局に対する研修・指導を行うとともに、募集資料についても、上記の内容を記載し、
 - ① 当初意向の把握
 - ② 商品の提案
 - ③ 契約概要の説明(※ 引受基準緩和型商品の商品特性を従来商品と比較して提示)
 - ④ 注意喚起情報の説明
 - ⑤ 最終意向の確認
 - ⑥ 申込みの受理
- のプロセスを適切に実施・管理する態勢とすることに加え、契約成立後には、募集当事者以外の適切な者による架電確認を行い、適切なプロセスを経ているか複層的な確認を行う。

3① 先進医療特約の内容

○全額自己負担となる先進医療の技術料の負担に備えたいというお客さまニーズにお応えし、先進医療の技術料を保障する先進医療特約を創設する。

[総合医療特約を付加した定額型の終身保険に先進医療特約を付加した例]



図は65歳加入80歳払込済定額型終身保険
総合医療特約は解約返戻金低減型

<保障の例>

先進医療	平均技術料(※5)	支払額(※6)
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	(片眼)58万円	58万円
陽子線治療	277万円	277万円
重粒子線治療	315万円	300万円(※7)

(※5) 出典:厚生労働省「平成29年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」

先進医療特約	
保険期間	10年(満了時自動更新)(※2) 保険期間の上限は95歳
保険料払込期間	全保険期間
支払金額	先進医療にかかる技術料と同額(通算で300万円まで)を支払う。ただし、技術料が1万円未満の場合は、1万円を支払う。
特約保険金額 (通算支払限度額)	一律300万円(※3)(※4) なお、先進医療特約は、総合医療特約と同じ区分の加入限度額(1,000万円)で管理することとなる。
月額保険料	性・年齢別に70円～320円程度

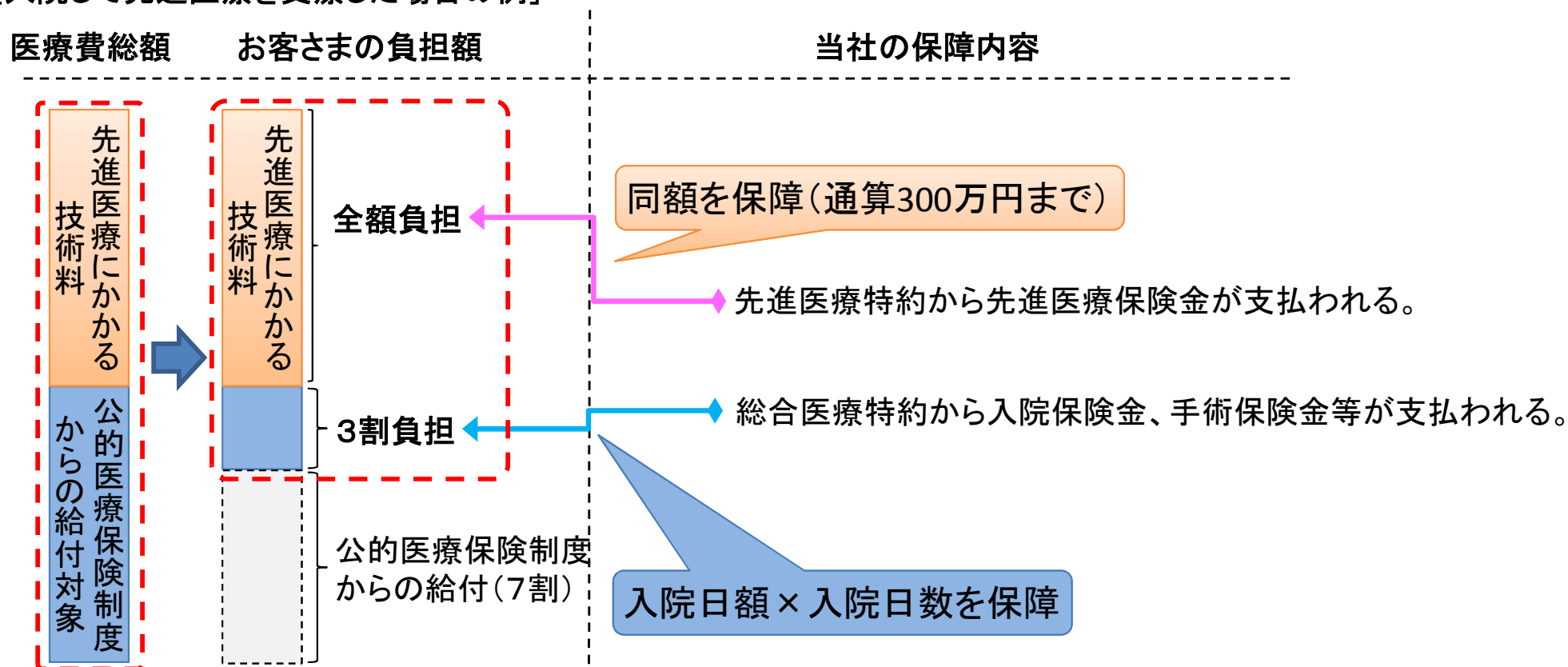
(※1) 引受基準緩和型商品には付加できない。
(※2) 先進医療制度は随時見直しが行われるため。
(※3) 300万円で99%(金額ベース)の先進医療がカバーできる。
(※4) 総合医療特約の特約保険金額は従前どおり基本保険金額の範囲内。

(※6) 被保険者が受けた先進医療にかかる技術料が平均技術料と同額の場合。
(※7) 支払限度額が300万円のため。

3② 先進医療制度の概要と保障のイメージ

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める「公的医療保険の給付対象にするかを評価する段階にある医療技術」のこと(2018年9月1日現在においては、93種類)。なお、認定された医療機関で受療した場合のみ、先進医療として取り扱われる。
- 先進医療にかかる技術料は全額自己負担(高額療養費制度も対象外)となるが、公的医療保険制度からの給付対象となる部分は、一定割合(下記例では7割)給付される。
 - ・当社の先進医療特約の保障範囲は先進医療にかかる技術料としている。
 - ・公的医療保険制度からの給付対象となる医療費(入院基本料等)は、総合医療特約の入院保険金、手術保険金等でカバーが可能。

[入院して先進医療を受療した場合の例]



※なお、上記の医療費総額には、差額ベット代などの負担は含まれていない。

3③ 実施態勢

- 先進医療特約の保険募集にあたってはお客さまに誤認を与えないことが必要であるため、以下の点を適切に説明する等、お客さまへの十分な配慮を行う。
 - ① 先進医療保険金は技術料と同額(通算で300万円まで、技術料が1万円未満の場合は1万円)を支払うこと
 - ② 契約者配当金・解約返戻金がないこと
 - ③ 更新しない旨の申し出がない限り自動更新する商品であること
 - ④ 更新後の保険料は更新日時点の年齢・保険料率により改めて算出すること(なお、更新時は告知不要)
 - ⑤ 基本契約、総合医療特約の保険料払込期間満了後等、先進医療特約の特約保険料のみ払い込むときは、先進医療特約の次回の更新時又は保険期間満了時までの期間分の特約保険料を一括して前納する必要があること

- お客さまへの説明をより丁寧に行っていくため、当社支店・郵便局に対する研修・指導を行うとともに、募集資料についても、上記の内容を記載し、
 - ① 当初意向の把握
 - ② 商品の提案
 - ③ 契約概要の説明
 - ④ 注意喚起情報の説明
 - ⑤ 最終意向の確認
 - ⑥ 申込みの受理のプロセスを適切に実施・管理する態勢とする。